

令和元年第2回上三川町議会定例会会議録

令和元年6月14日（金）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、13日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、7番・高橋正昭君の発言を許します。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 まず最初に、隅内久雄副町長がご勇退をされます。大変ご苦労さまでございました。退職後も健康に留意されまして、お元気にお過ごしいただければと祈念いたしております。

それでは、質問に入りますが、星野光利町長、第3期目のご就任おめでとうでございます。このたびの任期満了に伴う上三川町長選で3選を果たされました。対話重視の方針を堅持し、町の無限大の可能性を形にしていきたいと語る星野光利町長に、2期目の仕事の成果と3期目の星野町政についての抱負を伺います。

本日は、1つ目、3期目の町政について。2つ目、河川の管理について。この2つを質問させていただきます。その第1、(1)2期目の任期終了時に、やり残した仕事または反省点はあるか。(2)上三川町民にできる、これからの約束と未来のまちづくりの抱負は何か。ご答弁願います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

私は、8年前就任以来、町議会の皆様、町民の皆様にご支援、ご協力をいただきながら、住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指して、いろいろな事業の推進を図ってきたところでございます。その間、国、栃木県、近隣市町やその他県外の市町村などとも連携をしながら、「共に創る、次代に輝く、安心・活力のまち」の実現に取り組んできたところでございます。

2期目のやり残しと反省点ですが、2期目の公約として掲げた公約は、5分野、10項目でございます。中学3年生までの医療費窓口払い無料化、小・中学校普通教室へのエアコン設置、健康マイレージの実施、デマンド交通「かみたん号」の増車、農業と商業の連携についての6次産業への取り組み、新たな工業用フレームの確保、集中豪雨による河川の水害対策として、田川の内水被害軽減対策事業の着手、住民票等のコンビニ交付、自主防災組織の設立、健全財政の維持の10項目ですが、6次産業化へ

の取り組みや自主防災組織の設立に少し課題が残っておりまして、完全に達成できてない項目もございますが、おおむね全ての項目を達成できたと考えております。

続いて、2点目のご質問についてお答えいたします。まず町民の皆様とお約束につきまして、私の選挙公約で示させていただいたところがございます。1つ目に、未来を担う子供たちのために、子育て支援の充実、2つ目に、安心して安全に暮らすため、防災体制の整備、3つ目に、住み続けたい町であるため、健全財政の維持、4つ目に、いつまでも元気に暮らすため、スポーツ活動の支援や健康増進、5つ目に、毎日を快適に過ごすため、公共交通などのインフラの充実、6つ目に、活気ある生活と町の反映のため、企業誘致と移住定住の推進、7つ目に、助け合い、支え合って暮らすため、自治会やボランティア団体の自主的な活動の支援でございます。これまで同様、町民の皆様との意見交換や交流を大切に、町民に寄り添った町政運営を目指してまいります。

結びに、上三川町の伝統、文化、豊かな自然環境、住みやすさなど、先人から受け継いだ本町の良さをさらに磨き上げ、新たな想像力を加えて次の世代に引き継ぐため、全力で町政に当たらせていただくことをここにお誓い申し上げまして、町民の皆様とのお約束と3期目の抱負とさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 私も、ただいまの10項目をお聞きして、なるほど、そのとおりであるなど感じております。全小・中学校の耐震改修の達成、それから、防犯灯2,400基のLEDの達成、それから、下野、壬生町との連携の強化などにも町長は骨折りをいただいていたと思います。そこで質問ですが、町長は、各自治会、65ぐらいの自治会に行ったそうではありますが、町民の反応はいかがなものだったのでしょうか。簡単に結構です。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 町の政策を町民の皆様にごどのようにお伝えするかというのは、いつも苦心をしているところでございます。自治会の総会、それほど長い時間ではございませんが、町の考えなどを、毎年総会にお邪魔をさせていただいて、直接自分の言葉でお話をさせていただく。それで町政に対する町民の皆様のご理解が多少なりとも深まっているのではないかなという感じを受けております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに、各自治会の総会に町長がいらして、そこで町長の顔を見ながら、町長の町政に対する話を聞くということは、町民にとってもなかなか機会のある、そういう時じゃありませんので、すごく町民も深く感心しているんじゃないかなと私も思ってます。実際、65自治会を回ったことを私も聞いていますが、なかなかできないことでありまして、町長の前向きな姿勢が本当に町民に伝わっているんじゃないかと私も思います。

次に、自主防災組織の設立と、農業と商業の連携についての6次産業への取り組みが課題となっておりますが、そのあたりは町長はどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 自主防災組織はですね、各自治会のほうで、自分の地域は自分で守るというふうな考えのもとに、もちろん公助がありますが、その前に共助ですかね。ご自分たちで自分の地域を守

る、そういったことを呼びかけしているところでもあります。特に田川、または鬼怒川等の水害のおそれがあるところを先にですね、お声かけをさせていただいて、自主防災組織の設立のお願いをしているところです。もう既に設立をしていただいたところはですね、自分たちで防災訓練をしていただいたり、積極的に消防などにも声をかけて、自分たちで勉強会を開いていただいているところも相当ございます。まだ全部の自治会にその考えが浸透してわけではないので、これからもこういった働きかけをして、いい例を町民の皆様にお示ししていきたいというふうに思います。

また、6次産業についてはですね、随分そういった芽が出てきたところもあります。まだまだその有効性とか効果について十分話し合いができてないところもあるかというふうに思いますので、これから農協、JAうつのみや等とも連携をとりながら、農業の生産者の皆様との会話を大切にしていきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 1点目の防災組織の件ですけども、確かに上三川町は災害が少ないということで、「なに、そんなの」というふうに人ごとに言われそうな気がしますよね。大きな川のふちの住民の方は、この山盛りになった水がこぼれたら、俺はどうにもならないよな、とすぐに実感として湧きますけども、なかなかそのほかの平坦部のところの人たちにとっては、本当に上三川は災害が余り聞いたことがないというくらいの町ですから、防災組織という組織そのものが、そんなの要らないんじゃないのという、そういう意見が来るわけですよ。すると、やろうと思ってる自治会の人たちの出先をくじくような、そういう意見が出ちゃうと、その意見が先に出ちゃって、なかなか進めることができないというのが各自自治会の実態じゃないかなと思ってます、私は。

私も自分の自治会にあって、何とか作らなくちゃしょうがないよ、ということで、私もそういう気持ちでいましたから、そういう話が出たときには、それを何とかこの話をする人にちゃんと言い聞かせなくちゃしょうがないなと思っていたことを思い出します。そういうことを考えますと、なかなか町のほうから出向いてそのような話をしてくれないと、自治会のほうでもまとまらないところもありますよね。そういう意味において、町長以下、各課長の人たちが自治会に出向いて、そういった重要なこととお話ししていただくということは今後も続けていってほしいなと思っております。

それから、農業と商業の6次化の問題ですが、これも確かに難しいですよ。今まで農業者は、自分で生産したものを農協を通じて売るか、それとも自分で市場に持って行って売るか、それとも直売するか、そういうことを考えればよかったですけども、自分の生産したものを加工して売るというのは、なかなか経験がないことですからできないんですよ。前のころ、私、河内町だったかな、あそこで朝市をやっていたんですよ。その朝市が、物すごくあの近辺はアパートとかマンションがたくさんあって、すごい人たちが来て、全部で28店舗ありましたけども、その人たちは、畑につくったもの、田んぼにつくったもの、自分の屋敷周りにつくったもの、自分の台所で加工して持ってきたもの、そういうものをいっぱい持ってきて、あつという間に売り切れちゃうんですよ。でも、〇157の問題があって、それ以後はすぐにそれが中止になりましたけども、だから、そういうことを考えますと、まず6次産業化って、自分の生産したものを加工して、それを市場に出すということは、本当に農業者にとってはなれてないことなんですよ。そういうことを考えますと、相当そういったことを指導してくれる、そう

いう立場の部署とか、そういうところがないとなかなか前に進んでいけないというところがあると思うので、そのあたりもどうか検討していただきたいなと思っております。

それでは、2点目に入ります。1つ目の、未来を担う子供たちのため、子育て支援の充実とありますが、これは、具体的にはどのようなことをやっていこうと思ってるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 高橋議員、今の質問はどの部分で？

(「1番の2」の声あり)

○7番【高橋正昭君】 そうです。1番の2です。1の(2)です。間違えました。失礼しました。

○議長【田村 稔君】 2番に入るって言ったもんですから、意味が不明でした。

○7番【高橋正昭君】 (2)です。ごめんなさい。失礼しました。

○議長【田村 稔君】 わかりました。

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 上三川町は今現在、平均年齢が一番低い町ですから、子供たちの割合も多いということで、子供たちについての施策というのは、やはり力を入れていきたいと思っております。また、学童保育等も非常にニーズが多様化しておりますし、そういったよくお話を聞いて、子供たちを育てる親世代の方の支援も、学童保育を充実することによって進めていきたいと思っておりますし、また、教育現場、教育長を初め、学校の先生方がですね、どういうふうに今教育のことを考えているかと教育の現場の話をよく伺って、その結果、例えばプログラミング教育、これが有効ということで今年度の予算の中でも計上させていただきましたが、タブレットなどを導入した、そういった授業が非常に2年間の実証の中で有効というふうに現場の先生からお話を伺ったので、そういったところに予算を配分して、議会の議決をいただいたところですが、そういったよくその現場を聞いて、把握して、子供たちの将来のために、学校教育または家庭環境の充実に力を入れていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かに子供たちがすくすくと育つその姿を見て、親たちは本当に満足するわけでありまして。子供たちが、今いろいろな問題がありますが、いろんな報道をされておりますけれども、本当は子供たちはかわいい、本当にかわいい、一言で言えばそういう子供たちばかりなんですよ。ですから、それを大事に育てることは本当に大事なことだと思っております。

それで、2つ目なんですけれども、安心して安全に暮らせるため、防災体制の整備、このことについて詳しくお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 まず、災害がないとはいってしましてもですね、例えば武名瀬川などは毎年集中豪雨によりまして道路が冠水して通行止めになってるとか、そういう事態が発生しております。県と歩調を合わせまして、そういったハードの分の整備、これも力を入れていきたいというふうに思っております。これは、普通河川においてもですね、危険な箇所を集中的に今改修をしているところがございますが、そういったハードの部分も整備、これを進めていきたいと思っております。また、現在250名いる消防団の皆様は、本当に昼夜を問わず町民の安全のために、職業を持ちながらその努力をいただいております。消防団の配置している機械器具、そういったところも含めてですね、消防団の充実、これも図ってまい

りたいというふうに思っています。また、議会でもたびたび取り上げられておりますが、災害時での情報発信ツールの1つとして、ケーブルテレビを今整備してもらっているところです。来年ごろには町民の皆様がご利用できる体制が整う予定でおりますので、そういったものを利用して情報発信、これも1つの災害時の町からの情報発信ツールとして利用できると思いますので、こんな整備も力を入れていきたいと思っています。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 私も武名瀬川のすぐ隣に住んでおりますので、武名瀬川の河川改修、これは県のほうで整備してるわけですが、町長以下、各職員の方々、それからいろんな関係する人たちが努力して、その結果大分予算がついて、今かなり進行しております。この間雨がかなり降りましたが、私も夜中に起きて野菜集荷所の前のあそこの杉のところへ行ってみました。そしたら、整備された、あのオーバフロー、あそこをよく見てみたけども、なるほど、この間の雨ぐらいではあそこからオーバーする水の量で十分に下のほうもはけているなというふうに見えました。だから、上のほうも全然水位が上がってきませんでした。また、もっと集中豪雨的なものがあったときには私も注意してみたいと思っておりますけども、でも、恐らくあの調子なら余り心配しないでもいいのかなというふうにも私は思っております。

それから、今、ケーブルテレビという話がありました。ケーブルテレビは大体来年あたりには使用できるようになるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 おおむね今年ぐらいでその工事といえますか、準備が完了して、来年早い時期には町民の皆様が接続できるような環境が整うと理解しております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 それでは、3つ目に入りたいと思います。住み続けたい町であるため、健全財政の維持、これについてご説明をいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 就任以来、財政の健全化ということで、平成24年度の予算から財政適正化計画というのをつくりまして、地方債の削減、そして、かなり内容を精査して、基本的に無駄な出費を省こうということで進めてまいりました。今後もこういった形で内容をよく精査した予算配分をして、地方債の削減には力を入れていきたいというふうに思っています。また、必要などころにはきちんと予算を配分する。なるべく今ある地方債については削減していく方向、財政適正化計画は進めていきたいと思っています。

また、ことし4月から国保のほうの引き下げをすることができました。これも町民の皆様にもまずご自分の健康状態をよくチェックしていただいて、重病化、重症化になる前にお医者さん、かかりつけ医、町に優秀なお医者さんがたくさんいらっしゃいますので、そういったかかりつけ医をつくっていただいて、早目にお医者さんに相談をしていただいて、重病化、重症化になる前にご自分の健康を管理していただくということを今までもずっと呼びかけておりました。その結果、当時、平成23年、私が来たときはですね、1人当たりの後期高齢者医療費というのが県内でワースト1だったんですが、そういった

ところも随分改善をされてまいりました。町民の皆様の意識がそういったところに向いて、ここのところの健康診断の受診率の伸びも県内最高を示しております。こういった町民の皆様お一人お一人の取り組みのおかげで、国保の値下げができたものと思っておりますので、これからもこういった呼びかけをしてですね、町民の皆さんがさらに健康度が上がるような、そしてそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 町長が人が集まるところに行くと、必ず健康の話をされますよね。それは町民のみんなに行き渡って、町長は話はまず健康の話をすると、みんな町民わかってますね。うちのほうのシニアクラブの集まりなんかでも町長のお話が出るんですが、やっぱり健康寿命を延ばして、長く生きてくれ。健康保険を使うなどは言ってない。使わないで済むような体になれということを町長は言っているんじゃないのって私もそこへつけ加えるんですけども、そういう点で町長のそういった姿勢が町民の一人一人のところに私は届いていると思っております。これは今後もずっと続けていっていただきたいなと思ってます。

それでは、4つ目に入ります。いつまでも元気に暮らすためにとありますが、これについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 健康をですね、維持するために、やっぱり体を動かすということが非常に大切だというふうに思います。昨日の質問にもありましたが、国体に向けて、ことし10月から体育センターの改修を、約1年ほど時間をいただいて改修します。バリアフリーにしてですね、障がい者、例えば車椅子の方などもご利用できるような、そういった施設に変えていきます。また、今、各公園などを整備するときの遊具をですね、なるべく健康遊具を設置するようにしています。もちろん、お子さんが使う滑り台とか、例えばブランコとか、そういったものも今までどおりですが、例えば散歩などで公園に立ち寄って、健康遊具を使うことによって健康を維持する、筋力を維持すると、そういったのも含めて、各施設、そういったところの見直しを今進めているところです。これからも町内各地、または新装になった体育センターの周りでもですね、そういった健康を考えた整備をしていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 これは、きのう同僚議員がお話しされていましたが、体の不自由な人たちにも運動する機会を与えてやってくれ、場所を与えてやってくれと、そういうお話がありました。私は、そこにもこのことは続くのだと考えております。そんなわけで、いつまでも元気に暮らすために、上三川町民がその気になってやれば自分の寿命は延びるんだよというふうに思えるように、ぜひ進めてほしいなと思っております。

それでは、5つ目として、毎日を快適に過ごすため、公共交通などのインフラの充実、これについて説明を願います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 就任以来、隣の下野市、または壬生町にはいろいろな連携ということで、職員

のほうも含めてですね、いろいろな連携を進めてまいりました。その中で巡回バスからデマンド交通に変わったわけですが、デマンド交通もですね、利用者のお声を伺いますと、獨協の病院までデマンド交通を進めてもらえないでしょうかというふうなご要望をいただきましたが、デマンド交通の性質上、なかなか下野市を超えて壬生町ということが難しいものですから、その中で1市2町の連携会議の中でそういったことを、例えばデマンド交通を乗り継ぐとか、いろいろ考えてまいりましたが、ここのところ東西軸の公共交通ということで、今、路線バスという話が出てきまして、これも昨年も1市2町の首長で地方創生の予算をいただきたく、国のほうに要望活動などを進めていって、その結果、今年の秋ぐらいいまでは何とか東西軸の公共交通、路線バスを走らせることができる見通しとなってきました。こういったことで、これも町民の皆様のご要望を少しでもということで、デマンド交通と併用させれば獨協までの公共交通ができるということで進めてまいりました。こういったことをまたこれからも、運行してみても、また問題等が当然出てくるとは思いますが、そういったところを一つ一つ状況を見ながら改善に努めていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 デマンド交通だけに頼っても頼りないところがあるということで路線バスということになったと思うんですが、路線バスも下野市、壬生町、上三川町ということで、町長がいつもお話ししてる、近隣市町と仲よくやっぺいこうと、そういう考えのもとにやっていたことが、こういったところにつながっていったのだと私は考えていますので、これも今後も1市2町が十分なおつき合いができるような、そういう関係にいるために町長の努力をお願いしたいと思います。

それでは、6つ目ですね。活気ある生活と町の反映のため、企業誘致と移住の推進、このことについてお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 ご案内のとおり、今、県の土地開発公社にお願いをしまして、新産業団地の整備を進めているところであります。今年度にはですね、工事を発注できるような、そういった見通しがなされております。なるべく早くその事業を進めて、これから優良な企業に来ていただくような、そういった誘致活動、これも力を入れていきたいというふうに思っています。

また、空家対策で宅建協会などと協定を結ばせていただきましたが、その中に空店舗対策も一緒に盛り込ませていただきました。空家、空店舗対策でいろんな方にですね、空家バンク等、空店舗バンク、そういったことで情報を発信して、その整備を進めていきたいと思ひます。また、ここのところ東京のほうに、有楽町などにあります移住定住センター、あそこなどによく職員も出向いてですね、移住定住の相談会とかを進めています。これからも町からの情報発信をさせていただいて、魅力ある町、働くところもある、そして住むところもある、そして子育て環境が充実してる、そういったところをPRしながら移住定住の促進を進めてまいりたいと思ひます。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 産業団地の整備がどんどん進んでいくわけですが、ここに誘致する企業ですよね。先ほど町長が申されましたとおり、優良企業を誘致する、これは大変なことだと思いますが、どうしても町の発展には優良企業の誘致というのが必須条件になるとは思ひますので、このあたりも十分

に留意してやっていただきたいと思います。

それと、空家、空店舗対策。確かに町の中を通っても空店舗がかなりありますよね。その空店舗をなかなか再利用というか、誰かに貸して、その後使ってもらおうという、そういう店主がなかなかいないのも事実だと思うんですよね。ですから、そのあたりもよく関係機関と連絡をとりながら、ぜひ進めてもらいたいと思います。

最後になりますが、7つ目、助け合い、支え合って暮らすために。このことについて詳細な説明をお願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今現在もですね、町内にはさまざまな団体、または地区、地区で助け合いをしながら生活をしていただいています。また、大勢のボランティアの方にお世話になって町政が進めていけるものと本当に感謝をしております。また、これからはですね、本当に地域のまとまり、そういったものが強いと、やはり毎日の生活の中でご近所さんとのおつき合い、そういったところがですね、強いと住みやすいというふうに感じていただけるというふうに思います。これからもそういった自治会や各お店などを通じて、地域の結びつきが強くなるような、そういったことを進めてまいりたいと思いますし、支え合えるような仕組みづくり、これは、社会福祉協議会等とかいろんな組織の方々とお話し合いをして、ご協議を申し上げて、そして、支え合える仕組みをこれからも強く進めていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 助け合い、支え合って暮らすためにということで、自治会のお話にもありましたが、確かに自治会に加入しないという、そういう方がいるんですよね。自治会に加入しないというところが起きるかという、まず学校、通学の問題もあります。それからごみ問題もあります。そのほかもろもろいっぱいあります。自治会に加入するか、加入しないかはその人の本人次第だと私は思っていますけども、でも、あんた、ここに移住してきたんだから、ここの自治会、あなたの周りはこの自治会ですから、この自治会にぜひ加入してくださいというような窓口でのそういった働きかけがあればいいと思うんですが、そのあたりの現況はどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現状ではですね、転入してきた時点で、あなたはこのあたりの自治会だから、例えば、ここだと上蒲生北部ですよとか、そういうことはお知らせいたします。また、ごみはこういうふうに出しますよ、この辺ですよというのはお知らせいたします。ただ、その方、自治会のほうにもお知らせはいたしますが、何としても入ってくださいとか、そういったことまでは現状ではお話ししてございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 確かにそういった移住してきた人たちの話を聞きますと、自治会に別に加入しなくてもいいんだよという、そういう理解なんですよね。ですから、ああ、これはそういうことであるから、自治会に入らないんだなと私は思ったんですが、でも、自治会に入っていないと地元の自

治会も大変困ることがいっぱいあるんですよね。先ほど私が申したPTAの関係で、通学の問題とか、それから一番もめてるのがごみ問題なんですね。ごみ集積所は関係者が金を出し合って整備してあるんですよね。ですから、それも自治会に加入してない人たちは、ごみは持っていってもらうことになってるんだから、ここに持ってきて、置いていくのは当然だというふうに考えてます。でも、そのあたりは幾ら説明してもわかってくれないというところがありますね。地元で説明してもわかってもらえん。そのあたりを、各地域の集積所は、各地域の人たちが協力し合って、場合によっては金も出し合って、それを設置してあるんだよ。だから、そこのところにごみを捨てる場合には、ぜひ地元の人たちと話し合ってくださいぐらいの窓口での話をしていただければ、幾らか変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはできますか。いかがですか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ごみのステーションの使用の仕方ということでございますが、ステーションについては自治会のほうで管理してるということでありますので、先ほどあったようなお話ぐらいはできるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、7つ全部終了いたしましたので、第2点目の河川の管理について質問させていただきます。

(1) 町が管理する河川と土地改良区が管理する用水路との違いはどこか。

(2) 集中豪雨等にて流れてきたごみ、流木、土砂等が堆積し、流れをとめてしまうことがあるが、このようなときの対応はどのようにするのか。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 鶴見幸一君 登壇)

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問、1点目、2点目につきましては、関連性がございましたので一括した答弁とさせていただきます。

町が管理する河川は、町内を流れる普通河川で、治水を目的として管理しており、土地改良区が管理する用水路は、土地改良事業により整備された農業用水路で、利水を目的として管理されております。また、普通河川のうち土地改良事業で整備された区間とそれ以外の区間に分けて管理をしているところでございますが、土地改良事業により整備された普通河川が、安定的な農業用水や排水など、農業生産の基盤ばかりでなく、宅地等の浸水被害を軽減する機能も有していることから、現在では町と土地改良区で管理協定を結び、管理区分を明確にしているところでございます。この管理協定では、流水を安定的・効率的に流送させることを目的に整備された構造物の管理は町が行い、用水の有効利用や合理的配分を目的に設置された頭首工や堰などの水利管理施設は土地改良区が行うこととされております。

また、ごみや流木、堆積土の除去等につきましては、日常の管理となることから、土地改良区や地元の水利組合などが管理しており、治水上緊急的な対応が必要なとき以外は、これまで同様、地元の関係者で実施するものと認識しております。

以上で答弁を終わりにします。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 土地改良区と町が管理するその範囲、ただいまの説明で私も十分にわかりました。しかし、実際に集中豪雨等があって、水があふれるほど増えて河川が氾濫する、そのような状態になると、用水路には各堰があって、その堰の前に物すごい土砂と流木、それと木の枝ですね、そんなものが物すごく引っかかっています。それをとるのには、もちろん地元の利水関係の人たちがやっているとありますが、そのとった量が半端じゃなくて、人力でもって処理することが不可能なところがあります。そのようなときに、町のほうから、例えばショベルカーを出すから、皆さん、仕事は実際には地元の人たちがやってくださいよというような、そういった支援はできないものか。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問でございますが、通常の維持管理につきましては地元の関係者でやっていただくということで、ただ、緊急的とかですね、そういったときに、先ほどの答弁にもさせていただきましたように、治水上ですね、緊急的な対応が必要な場合、こちらはですね、土地改良云々ということが言ってもらえない場合がございますので、そういった場合には町のほうでもですね、対応することは可能かと考えているんですが、やはり日常の管理からですね、やっておいていただければ、急激に一度にたまるということは余りないのかなということと考えております。そういった考えからですね、切り分けということをして、対応のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 堀ざらいとか、用水路の草刈りなどをやると、そのさらったものを道路の片隅に上げておくわけですけども、しかし、それが何年も続いて上げていますから、農道そのものが、道路幅員を狭くするほどそれが山になっているところがあちこちに見受けられるんです。そういうところはなかなか地元の関係者が出て、それを処理しろといっても、なかなかできないのが現状だと思うんです。そのようなときには町のほうでそのあたりを支援する、そのあたりのことはできないでしょうか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問でございますが、路肩にですね、そういった土砂を上げておいた場合に、随分堆積してしましまして道路の幅員が狭くなると。できましたらですね、そのような事象になる前にですね、路肩の土砂等は除去していただければですね、ちょっと狭くならなくて済むのかなと。ただ、どうしても、例えばですね、何年かたっておりまして、それが交通上支障になっているとかですね、交通安全上危険であるとか、そういった事象が発見されれば、こちらのほうでもパトロール等を行っておりますので、その時点で路肩とか車道のほうに出てきた土砂につきましては、撤去するなりということ是可以するんですが、これもちょっとお願いになるんですが、日ごろからですね、そういった維持管理をやっている中で、そういった撤去した土砂についても、またどこかに処分するとかというのをやっていただければ、有効に管理していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 今、農業者も平均年齢がかなり上がって、この間、私も堀ざらいに招集されましたので、行ってきました。そしたら、私の年代よりも上の人たちが何人もいました。そんな関係で、

用水路に関係する人たちの年齢層も物すごく上がってるんですよね。ですから、なかなか人力でやることのできないのが現状だと私は思っています。そんなところで町のほうの寛大な措置を私は要望しておきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 7番・高橋正昭君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 では、議長のほうからお許しをいただきましたので、私、海老原友子から質問させていただきます。

私たち公明党は、「小さな声を、聴く力」をスローガンとして、母親や町民の声に耳を傾け、草の根の対話運動を行っております。人数は少ないかもしれませんが、少数の意見の中にも本当に助けを求めている人がおります。今回、学童に入れない、学童は増えないのかなどの切実な悩みを伺いましたので、次の3点の質問をさせていただきます。

1、子育て支援について。本町における学童保育の現状を伺う。

2、学区の学童保育の待機児童を伺う。

3、10月から幼児教育の無償化に伴い、働く母親が増加するとの見方もある中で、今後学童保育の利用者が増えると思われるが、本町における対策はどのように考えているか伺う。

答弁よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

(子ども家庭課長 田仲進壽君 登壇)

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育でございますが、小学校ごとに放課後児童クラブが設置されており、小学1年生から6年生までを対象に、平日は放課後から午後7時まで、夏休み等においては午前7時30分から午後7時まで開所しております。また、本年度の利用登録者数は、月単位利用者と日単位利用者を合わせて313名となっております。

2点目についてお答えいたします。学校児童数の増加などから、上三川小学童クラブにおいては現在30名の待機児童が生じております。また、本郷北小学童クラブにおいては、利用需要の増加により、現在1名の児童が待機となっております。その他の学童クラブにおいては待機児童はございません。

3点目についてお答えいたします。国では、女性就業率は上昇を続け、2022年度末時点におい

て80%の水準に達するとともに、近年の女性就業率の上昇を要因として、今後も共働き家庭の児童数が増加するものと見込んでおります。そのため、放課後児童クラブにおける待機児童を解消し、「小1の壁」を打破するためには、施設の追加的な整備が不可欠な状況であると捉えております。

本町におきましても、今年度、放課後児童クラブの待機児童が生じたことを踏まえ、施設の追加整備等受け皿を確保することにより待機児童の解消を図ります。また、令和2年度から5年間を計画期間とする次期「上三川町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、放課後児童クラブの利用人数を踏まえた施設整備等による受け皿の確保につきまして、今年度開催する「上三川町子ども・子育て会議」において検討する予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ありがとうございます。待機児童につきまして、上小区が30名、本北小が1名ということで、ほかはないということでしょうか。

確かに上小区は大きな学校ですので、待機児童はあるかなというふうな思いではおりましたけれども、先ほど担当課長のほうから「小1の壁」というお話も頂戴しましたし、今回この質問をするきっかけになったお母様からの電話が、1年生なのに入れないうですって、共働きなんですってというお電話がきっかけでこの質問をさせていただくという形になったんですけれども、その上小区30名の待機児童の行方はどうなりましたでしょうか。伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 春休みに入って、そのような待機児童の親御様からですね、どうするのだというような問い合わせはたくさんいただいております。春休みにつきましてはちょっと間に合わなかったわけでございますけれども、先日、補正予算のほうを通していただきまして、夏休みについては別の学童クラブの空き状況を鑑みてですね、そちらのほうで待機児童を受け入れるというような考えで、今準備をしているところでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 夏休みだと、ほかの学童区に朝から受け入れられるということですよ。お母さんがその学校区に連れてっていいっていう形でよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 平日ですと、上三川小学校から別の学童クラブにということで、放課後、送迎する必要がございましたので、平日はちょっと不可能でございました。ですが、夏休みにつきましては、親御さんが直接学童クラブに送ってきて、お迎えも直接ということでありますので、そこが上小クラブでなくても、別の学童クラブでも送迎は可能であろうという考え方から、別の学童クラブで受け入れるという準備をしたところでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうですね。以前ですかね、同僚議員も同じようなお母さんからのそういう相談があって、私とその同僚議員で担当課のほうにお話を聞きにいった際に、確定ではないけれども、第2学童を予定しているような話があるとき出たと思うんですけれども、その話はどのようになりまし

たでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 第2学童クラブの整備でございますが、こちら、当初予算で工事の設計費用、それから工事の請負費用ですね、そちらについて当初予算で盛り込んでおります。現在のところは工事の設計業務委託をかけているところでございますが、間もなく工事の設計ができ上がる段階まで来ております。工事の設計ができ上がれば建築確認申請等の手続を経て、工事の発注に移るような準備をしているところでございますが、工事の完了見込みは冬ごろを見込んでおります。したがって、第2学童をご利用いただけるのは冬近くになってしまうかと思いますが、町のほうとしましてもスピーディーに工事の完了を済ませ、新たな学童で待機児童を受け入れるような、そのような形がとれればというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうですね。スピーディーに対応していただけるということで、全ての親御さんが全ておじいちゃん、おばあちゃんがいるわけではありませんし、同居していない親御さんに子供を預けるとか、そういうのもとても大変なことだと思うんですね。ましてや1年生っていうと本当にまだまだ不安で、そして、また、かみたんメールなんかでは、不審者が出ましたよとか、そういう話も出ておりますので、安心してお母さんたちが働ける環境をつくるというのは本当に大切なことだと思います。そして、また、第2学童ができるっていうことに対して、新しいスタッフの確保とか、そういうのもしていかななくてはならないと思いますが、その辺は、冬に大体スタートするということ、スタッフの確保とかはどのように考えておりますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 支援員の確保ということでございますけれども、夏休みに予定しております他学童での受け入れも共通して言えることでございますが、現在人手不足であるという状況の中で、指定管理者であるシダックスさんのほうで募集をかけて、夏休みもそうですし、冬から始まる第2学童クラブのスタッフの募集についても、確保する準備を進めているところでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 本当に冬に第2学童がスタートできるようにお願いしたいなというふうに思っております。今、お母さんたちは、夏休みは何とかできるけれども、その間の平日の子供をどうしようかって本当に悩んでいると思うんですね。ましてや1年生、おばあちゃん、おじいちゃんが近くにいない、そういう人たちのことを考えると、本当に早急にこの対策は整えていっていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つなんですけど、入所基準が曖昧なんじゃないですかというふうな親御さんからの意見があるんですね。例えば、全く同居のおじいちゃん、おばあちゃんがいる、見られるとあって、そういうのではなくて、例えば、別居してるおじいちゃん、おばあちゃんがいる。またその人たちが働いてる。なかなか見づらいつつ、それから、こう言っただけなんですけど、人間関係がうまくいってないおじいちゃん、おばあちゃんもいるとか、そういうことを考えたときの明確な入所の基準っていうか、そういうのがありますか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 今年度の入所につきまして、予想している定員以上に利用希望者が出るということはある程度承知しておりました。そこです、町の方としましては、もし、定員をはるかにオーバーして利用希望が出てしまった場合、実際のところ上三川小学童クラブにおいてそのような状況になったわけですが、そうしたときに、入所できる、できないの判定をする基準というものを用意しておりました。町の保育所入所の際にもですね、判定基準というものがあるようにですね、学童クラブについても利用基準というものを定めております。内容は保育所とは若干異なりますが、内容的には、親御さんの就労状況、それから、お話が出ましたように、親御さん以外にもですね、その児童を面倒見ることのできる方がいるか、いないか、そういったところも基準の中に入っています。協力者という形でありますけれども、そういったところで最終的に利用できるか、できないかの判定をして、残念ながら待機児童となってしまった方が生じたということでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 これから夫婦共働きもとても多くなるといいますし、子供を安心して育てるためにも、学童というのは今後本当に緊急として考えていくことであると思うし、そういうことがきちんとできて、働いても子育てはできるんだ、じゃあ、もう1人っていうふうな少子化対策にもつながっていくのではないかなっていうふうには思いますので、今後そういうことをお願いしていきたいなと思います。

そして、町長が地方紙にですね、学童を考えるというお話も載っておりましたので、学童は町長の頭の中にはちゃんとあることなんだなっていうことを自覚いたしましたので、今年の冬はできるみたいよっていうふうにお母様たちに安心して言える状況下であるのではないかなっていうことを思いましたので、本当に親子が寄り添って安心して子供を預ける環境が少子化対策になってくるんだっていうことを考えて、この学童保育についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、この中にも耳が痛いのではないかなって思う方もおりますけれども、2、受動喫煙対策についてを質問させていただきます。

健康増進法の改正により、本年7月から公共施設の敷地内を原則全面禁煙とされたが、本町はどのような対策をとるのかということですね。伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

健康増進法の改正により、学校、児童福祉施設、庁舎などの公共施設については原則敷地内禁煙となります。しかし、一方では、施設を利用する方が通常立ち入らない場所に「特定屋外喫煙場所」を設置することができるかとされております。こうしたことを踏まえ、本町における公共施設での対応といたしましては、学校、子育て支援センター、学童クラブなど19施設については、敷地内全面禁煙にすることに予定をしております。なお、庁舎と中央公民館については「特定屋外喫煙場所」を設けていくことを予定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 町長からの答弁の中に、19カ所が敷地内全面禁煙になりますとありますが、いきいきプラザは入ってますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 いきいきプラザということでございますが、いきいきプラザについては第二種の施設ということで考えてございますので、この19施設の中には入ってございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 いきいきプラザは第二の施設という形ですね。それで入ってませんということですが、いきいきプラザというところは、もともと健康に特化した場所というような形ではないんですかね。そういうところが第二施設としても、私は、毎朝6時半からあそこでラジオ体操をやってるんですけど、ちょうどあその真ん中に椅子が置いてあって、そこにちょっとレストランみたいなのがあって、そのちょっと横にたばこを吸うところがあるんですね。あの辺、子供が行ったり来たりしてるんですけど、そこにたばこを吸ってる方たちがいたときの周りに子供が走ってるというのは、私は違和感があるんですけど、その辺どう思いますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 いきいきプラザにつきましては、第二種の公共施設ということになってございまして、今回の法改正によりましては、令和2年4月から適用ということになってございまして、屋内については全面禁煙、屋外については規制が及ばないということで理解してございます。また、喫煙場所の設置場所ということにつきましては、各施設管理者の判断のもと、適切な場所に設置していくものだと思っているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 いきいきプラザを担当してます健康福祉課からも答弁のほうをさせていただきますと思います。

いきいきプラザにつきましては、施設の形が複合施設ということで、確かに健康福祉を目的とした施設ではございますが、それ以外にも町民交流の場という面もございます。そういうことから考えますと、例えば、お風呂に入りきた方が、帰り際にちょっと一服して、ゆっくりして帰りたいというようなお気持ちを持っている方もいらっしゃるの事実だと思います。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたように、現在の喫煙場所というのが、あれはもともとは南玄関のところに置いてあったんですが、あそここの場所ですと、自動ドアがあくたびに煙が中に入ってくるので何とかしてくれという利用者の方からのご要望がありまして、現在の建物西側のガラスの壁沿いのところに移したといういきさつがございまして、議員おっしゃるように、健康あるいは福祉増進を目的とする施設ということでありますので、管理して私どもとしましては、敷地内禁煙ということは見据えていかなければならないことかなとは考えておりますが、ただ、現在1カ所でも利用者の方の喫煙場所があるので、あそここの場所で、まだ人目につくところに設置してありますので、喫煙者の方のマナーも非常によく、たばこの吸い殻を散らすような

ことはございませんが、仮に敷地内禁煙にしまして灰皿を撤去とかした場合には、利用者の方がいきいきプラザの敷地の外に出て、周辺道路とかに出て、そこで喫煙して、当然そこには灰皿とかありませんので、そこに吸い殻を放置したままにされてしまうとか、そういうことで周辺の美化ということを考えますとちょっと危惧するところもありますので、その辺も含めましていきいきプラザの敷地内禁煙については検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、ちょっと違う質問をさせていただきたいんですが、本町の小・中学校の状況は、敷地内全面禁煙になっていると伺いましたが、学校の先生たちはどのようにしているんでしょうかね。先生たちは全員吸わない人たちなんですか。そんなことはないですよ。先生たちはどういう形をとってらっしゃるんですか。そんな、聞きませんか。その辺を伺います。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 実態把握はしておりませんが、休憩時間などで校庭の敷地の外で喫煙をしているような場合もあるかと思えます。これも非常に時間がない中で頻繁に喫煙するということがないのではないかと思います。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうですよ。敷地内が全面禁煙になっても、たばこを吸う方はとてもつらい状況下にあるんじゃないかなっていうふうに思いますけれども、下野新聞に、庁舎内の敷地内禁煙をマナーからルールにかえても、栃木県としては、県も25市町村もゼロということで、このままいくということ、私が読んだ感じではそんな感じなんですけれども、上三川としては3カ所ありますよね。それは、今までとかわらないところにそのまま置くという形でもよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 庁舎における特定屋外喫煙場所につきましては、現在町民ホールの北側にあります。それは、多少位置は変更しますが、現在の位置ということで考えてございます。また、4階につきましては、現在西側のベランダに置いてありますが、それも現在の形で残していきたいと考えてございます。さらには、もう1カ所については、車庫の西側、ごみ置き場との間に1カ所を設けることで予定しているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 町民ホールの横側っていうのは、入り口の左側っていう形ですよ。先ほど町長が、人が立ち入らないところに置くっていう答弁をなさってましたが、あそこは、人は立ち入るんじゃないですか。どうですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 町民ホールの北側で、西に寄せた形で配置することにしてございますので、総務課といたしましては、通常人が立ち入らない場所ということで判断しているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほど同僚議員の方もお話ししていましたが、私も女性の集まりとかいろんなどころに顔を出して、よく町長とお会いするんですね。いの一番に本当に町長がお話しするのは健康の話、健康長寿の話、そして、歩きましょうとか、いろんな健康について、健康診断の受診を上げましょうとか、そういうふうに健康のことを物すごく前面に出してお話ししていただきますが、たばこっていうのは逆行しているように私は思うんですけど、その辺、町長はいかが考えますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 たばこがもちろん有害だということですので、受動喫煙防止とかっていうことが今こういった法律の改正になっているというふうに感じています。庁舎内のその3カ所についてですね、特に今お話が出されてます玄関の北側の場所について、今現在、町民の皆様から、役場にご来庁になられる方から苦情等のは寄せられてないということでもあります。また、役場で働いてる職員のほうからも、職務中にそういった受動喫煙のようなにおいとか煙が入ってくるとか、そういったことは今現在はないというふうに聞いておりますので、たばこを吸う方におかれては、どこか場所を確保してあげないと、先ほど敷地の外でたばこの灰が捨てられたりとか、そういったことになるかと思っておりますので、今の場所を指定したわけです。喫煙防止、禁煙に努めるということは、健康上、それはもちろん必要なことだというふうには捉えてますが、ただ、吸ってる方に、絶対吸ってはいけないとか、絶対やめろとか、そういうこともなかなか、吸える権利もあるわけですから、そこも言えないところがありますので、折衷案ということで庁舎内はその3カ所を指定したわけです。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうですね。私もこの問題をこういうふうに出すには多少いろいろ問題もあるんじゃないかなっていう葛藤は考えておりますけれども、でも、たばこを吸う方は3割弱。たばこを吸わない人は7割強ぐらいですかね。たばこを吸う方の思いもありますけれども、たばこを吸わない方、それから妊婦さんとか子供とか、そういう人たちのことを守るためにも、そういうことはこれからも考えていかなくてはいけないことではないかなっていうふうに思いますので、今後も私はたばこを吸わない代表として、この問題については取り組んでいきたいなと思っておりますので、これからいつも私は見ておりますので、よろしく願いしますということです。たばこについてはこれで終わりにさせていただきます。

そして、最後になりますが、今後ですね、ますます増加する高齢者ドライバーの悲惨な事故も残念ながらなくなりません。75歳以上の高齢者が過失の最も重い第一当事者になった交通死亡事故は、年間400件台で推移してます。全体の事故が減る中で、高齢者が第一当事者になる割合は年々上昇していっております。そういう中で、本町でもとても悲しい事故が起きました。かみたんメールで3S運動の呼びかけや、それから歩行者優先の余裕を持った運転の呼びかけや、体調の悪いときは運転を取りやめましょうという、そういう呼びかけもかみたんメールのほうでいただいております。そういう中で、即急に対策を考える必要があると思ひまして、私のほうから、高齢者対策で次の4点を質問させていただきます。

1、町の免許返納者数を伺う。

- 2、免許返納者に対する交通手段の確保について、本町の考えを伺う。
- 3、高齢者の先進安全自動車購入費を助成する考えはあるかを伺う。
- 4、月に1度、町バスを使用し買い物ツアーを催す考えはないかを伺う。

答弁をお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。町で把握できる免許証の自主返納に伴う褒賞品申請者数は、平成30年度は58人でございました。なお、本年度につきましては、5月末時点で14人となっております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。町では、高齢者のみならず、全ての交通弱者が利用できる交通手段として、デマンド交通運行事業を実施しております。町といたしましては、このデマンド交通の積極的な利用を推進しておりますので、免許証の自主返納者の交通手段として確保できているものと考えております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。栃木県内では、日光市において、高齢ドライバーの交通事故を抑止することを狙いとし、平成31年4月1日以降に新規登録された先進安全自動車を本人自ら使用すること等を条件に、この6月3日から、高齢運転者安全装置搭載車購入費用の助成の受け付けを始めました。被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、先進ライト、車線逸脱警報または車線維持支援装置の全てを備えた車両が対象で、市税を滞納していないこと、日光市に住所を有する満70歳以上の高齢者であることなど、助成を受けるには多くの条件が規定されておりますが、それとともに、運転に不安が生じた場合は運転免許証の自主返納を検討するよう呼びかけも行っております。

本町におきましても、高齢者の方が現在の生活の質を維持し、安全に活動を続けるためには、安全装置搭載車購入費用の助成は効果があると考えますが、現在のところ、国が高齢者向けの免許制度の創設や、こうした自動車の普及策も検討するというところでございますので、その動向を注視してまいります。

次に、4点目の質問についてお答えいたします。高齢者に対する買い物への支援につきましては、買い物バスを運行している地域や団体があることは認識しておりますが、本町としては、今年度より開始しましたボランティアポイント制度、上三川町くろねえポイント制度を活用し、訪問ボランティアによる買い物代行等の支援が受けられる体制づくりも始まったことから、買い物ツアーの企画ではなく、ボランティアポイント制度の利用を促進してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 平成30年が58名、今年、令和1年ですね、5月末で14名ということで、全国だと平均が5.4%返納してて、一番多いのが東京で8.2%、一番最低が高知県で3.5%、上三川もそんなに東京には近くないっていうふうに思っております、今朝ですね、朝ごみ出しにいったときにですね、町民の方とごみの集積所でお話をしたときに、85歳になると。免許証は更新したばかりだと。車がないと生活ができない。そういうお話をしておりました。病院に連れていくにも買い物する

にも、上三川としても地域の差があると思うんですね。歩いて買い物に行けるところもあれば、車がないと買い物にも行けない。病院に行くのにも、近くに病院がある人もいれば、車がないと病院に行けない。そういう中で、車が高齢者にとっても大切な足であるということは、早急に返さないよっていうふうにはなかなか言えないっていう私たち世代の人もおります。でも、先ほど町長が、国の状況を見て考えていきますというお話でしたので、東京都がですね、後づけの防止装置に9割補助する。大体約数千円で取り付けられるっていうこともあるということで、私も調べましたが、カー用品のところでもそういうのが置いてあるということです。返納する人の、例えば、今、上三川は3,000円ですかね、それを渡すのと、じゃなければ、それをそういう機械にするのに助成するとか、そういう考えもあると思うんですね。返納しろ、返納しろといっても、生活が大変なのになかなか返納できない。だったら事故にならないような装置を勧めるとか、そういうのがあるよっていうのを町でもっともっと広めていただいて、そしてやっていただけたらいいんじゃないかなっていうふうに本当に思います。

先ほど、私もバスを利用してっていうふうなお話をしたんですが、そうですね、ボランティアポイントも今年から始まりましたので、そういう動向を見ながら、バスに乗ってみんなでわいわい行くのも楽しいんじゃないかなっていうふうに思ったんですね。例えば、デマンドだと道の駅とかは行ってないし、せっかく大洗との友好関係も含んでるので、そういうところに行くとか、そういうのも楽しいんじゃないかなと、免許がなくてもそういうところへ行って来たよっていうふうな、高齢者が家の中に閉じこもらないような施策も必要ではないかなっていうふうに思いましたので、今回こういう質問をさせていただきました。

最後になりますが、本町においては、車のない生活は本当にできないんじゃないかなっていうふうに思います。車がないと生活が成り立たなくなってくる方も多い中で、国も本当に高齢者専用の運転免許証をつくるっていうふうなことで早急に考えてる段階だとありますので、やはり本町も国を見ながら、そして、やはり本町は「車のまち 上三川」とうたっておりますので、「車のまち 上三川」が事故がナンバーワンとか、そういうのでは本当に困ってしまいますので、車の大企業がありますので、その指導を受けながら、免許をとりながら「車のまち 上三川」、事故のない上三川を目指して努力していただきたいことを念頭をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 では、早速ですが、通告順に従い、一般質問に入らせていただきます。今回は通告書にあるとおり、大きく4点について質問したいと思います。

まず第1点目として、町のPRについてということで、まず第1に、町のホームページ上で上三川音頭や町民の歌を聞けるようにするとよいと考えるが、町としての考えは。

2番目に、電話の保留音を町民の歌に変更してはどうか。

3点目は、以前に再質の中で聞いたことがあるんですけど、LINEの公式のアカウントを上三川町として作成し、もっと町の情報を発信していくとよいと考えるが、町としての考えはどうか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目と2点目については、関連しておりますので一括してお答えいたします。

町民の歌などを町のホームページで公開することや、電話の保留音で使用することは、町民だけでなく、より多くの方に聞いていただけることもあり、町をPRする手段の1つと考えられます。また、このことにつきましては、本年2月に開催されました町長と語る会の中でも、参加された方より同様のご意見をいただいております、町においても内部で調査をいたしました。その中で、曲の作詞者や作曲者などに対する法律的な問題を解決する必要があると、現在、町の顧問弁護士へ相談をしているため、弁護士からの回答を得た後、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。スマートフォンなどで使用することができるアプリのLINEは、その機能性や使いやすさなどから多くのユーザーに利用されております。また、各種の企業やテレビ番組などでは公式アカウントを作成し、自社製品のPRや番組の宣伝など幅広く活用されているところであります。本町においても公式アカウントの作成を検討しておりましたが、メッセージを送れる件数の制限や必要な費用などの面から、導入を見合わせておりました。このような中、月額費用が不要で、メッセージを件数制限なく送ることができる地方公共団体プランのサービスが新たに開始されたため、その申し込みの手続をしたところ、6月4日付でプランの使用が可能となりました。今後につきましては、広く周知を図り、町のイベントのみならず、町のさまざまな情報や災害時の情報などを配信してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 丁寧な答弁ありがとうございました。そうすると、まず、上三川音頭や町民の歌、これを利用するに当たっては、著作権の問題が一番ということによろしいんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 町民の歌につきましては、昭和53年につくったものとなっておりますが、その際、専門家に依頼した際の契約書等が見つかってございませんので、現在その著作権等の権利のことが問題になってございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、著作権の問題がクリアできれば音源として使用することは問題ないって考えていいんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 著作権等の問題にどのくらいの経費がかかるかというような問題もございまして、費用対効果といいますか、その辺を調査、研究した中で使用ということについては、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 著作権とか、あと費用的なものというのは今分かったんですけど、仮にそういったものがクリアできた場合、電話の方の保留音の音源としてっていうのはそんなに難しくなくできるのかなっていうのは、今、役場の方で使ってる電話機、そういったものの型番とかも教えてもらったので、NTTとかに問い合わせしたところ、外部の機械を設置することで音源をかえるっていうのはそんなに難しくなくできるっていうのは伺っているんで、可能であれば、そういったものも含めて検討していただきたいなと思います。

もう一つ、1つ戻るんですけど、ホームページ上で聞けるようにしてもらえないかっていうのは、今あるホームページのサーバーのところに音源を載せる、これは、何ていうんですかね、費用的なもの、それから、あと著作権的なものをクリアしてからのことになるかと思うんですけど、ホームページ上、サーバー上に音源を載せるとか、あと、今、皆さん結構見られるかもしれないんですけど、ユーチューブ、あちらのほうに、例えば、本当に上三川音頭であれば、歌っているだけでなく踊ってるところとか、そういったところも見られるようにするといいいんじゃないかなっていうふうには思うんですね。町をPRする上で、ユーチューブを見てたら、上三川も公式のチャンネルがありまして、以前につくった独立宣言でしたっけ、あちらの動画とか、あとは、この先ある国体に絡めたフェンシング、その無料体験教室の動画とかが上三川の公式チャンネルに載ってたので、そこに載せることによって上三川をもっと見てもらえるっていうか、何で今回このようなことをっていうふうにあれなんですけれど、町のホームページって10月、去年リニューアルされたと思うんですね。その後のこの7カ月間のアクセス数、その前を調べてないので、その前のことをというふうになるとあれなんですけれど、ここ7カ月でも1カ月平均2万5,000以上、1日当たりになると860以上のアクセス数があるようで、そういったところを鑑みると、当然、同業の方っていうか、他の自治体の方がいろいろと上三川のホームページを見にきたりっていう人もあるかと思うんですけど、当然それ以外に町の、例えば、町に引っ越してきたい、いろいろ調べたい、そういった人も当然見にきてると思うんですね。そういったところを踏まえて、町の歌とかそういったものも聞いてもらえるようになると、また1つのPRになるんじゃないのかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、あと、3点目のLINEなんですけれど、今かみたんメールがあるかと思うんですけど、LINEに関して言うと、ちょうど6月4日からというお話だったので、これから運用が始まるのかなと思うんですけど、何がいいかっていうと、画像とかそういったものが送れるので、何ていうんです

かね、例えば城址ナイトとかいきいきナイトとか、そういったところの雰囲気をもっと伝えることができるんじゃないかなと。どうしても文字だけだと、例えば参加してください、来てくださいねっていうだけで終わっちゃうと思うんですけど、そこに今回こんなイベントがありましたとか、こういったものがありましたっていうような画像も添付されると、やっぱりまた行ってみようかなとか、あとは初めて見る人も、じゃあ、次は行ってみようかなと、そういった形で参加してくれる方が増えるんじゃないかなと。雰囲気を伝えることが、文字よりは間違いなくできると思うので、ぜひ、そういったところも研究していただきながら、よりよい活用の仕方を模索していってもらえればいいなと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次に2点目に、また町のホームページと、あと、かみたんメールについてお伺いいたします。1点目は、体育センターなど貸し出しをしている施設の予約をホームページ上からできるようにすると利便性が向上すると考えるが、町としての考えは。

2点目として、かみたんメールの地震であったりとか、あと気象情報、そういった防災情報を発信するときの運用の基準というのがどういったものなのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。体育センターを初め、町には幾つかの公共施設があり、それらの施設のご利用に当たっては、各施設の窓口で申請をして、ご利用いただいているところがございます。ご質問にあるとおり、町のホームページに予約システムを導入し、インターネットによる予約ができれば利用者の利便性が向上するものと考えられますが、一方で、システムを導入するために新たな費用が発生します。また、現在のところ施設の利用者からの要望は町に届いておらず、高齢者などに配慮する必要もあると考えられます。このようなことから、全ての公共施設を現在のホームページから予約できるシステムを導入するときは、利用者のニーズを把握するとともに、高齢者などインターネットを使用していない方たちへの配慮も含めて慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。防災情報をかみたんメールで発信する基準については、弾道ミサイル攻撃等に関する国民保護情報、大雨警報や洪水警報等の気象情報、また栃木県内で震度4以上の地震が発生した場合の地震情報といった重要な災害情報につきましては、Jアラートシステムと連動し、自動でメールが配信される体制をとっております。また、田川等の洪水に備えた避難準備や避難勧告等の避難情報につきましては、災害の対応に応じて注意配備や警戒配備体制を敷き、そこで協議し、かみたんメールで配信することとしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 まず、施設の方の予約のことに関してなのですが、栃木県央都市圏施設広域利用というのがあるかと思うんですけど、こちらは、宇都宮、鹿沼、日光、真岡、さくら、下野、芳賀、壬生、高根沢と上三川を含めた10の市町で成り立っているものだと思うんですけど、直接施設を訪れなければ予約ができないっていうのが、当町を含めて壬生町と、あと真岡市の1市2町となっております。

一応全部ほかのものも調べたので簡単にお伝えをすると、日光市はホッケー場のみホームページ上から予約が可能で、宇都宮市も全部ではなく、一部の施設となっております。システムを利用する上で事前登録というのが必要なのが、宇都宮、さくら、芳賀町。ただ、芳賀町に至っては支払いのほうもできるような形になってました。口座を登録することで口座から引き落とされるような内容になってました。

鹿沼市は、現在は電話予約のみとなっております、これは、平成22年の事業仕分けによってホームページ上からの予約っていうのが廃止されたようで、システムは導入後だったわけで、システム的な費用というよりも、そうですね、まず1点は、事前登録が面倒という話があったのと、それから、あと、先ほど町長の答弁にもあったように、見込めないのかもしれないんですけど、利用者が少なかった。あとはトラブルがあったそうで、ホームページ上からの予約と窓口での予約がたまたま本当にバッティングしちゃったというか、そういったトラブルもあったそうなので、いろいろ鑑みて中止になってしまったので、ここでそういうことを話してしまうと、じゃあ、やらないほうがいいんじゃないかって話になっちゃうかなと思うんですけど、先ほど高齢者の方っていうお話もあったと思うんですね。今、高齢者の方もほとんどの方がスマホを利用されてて、スマホ教室などに通われてて、ともすれば、何だろう、僕らなんかよりも全然使いこなせる人も多々いらっしゃるんじゃないのかなと思うんですけど、そういったところも考えて、あとは利便性というか、例えば予約開始の時間等も考慮しなければいけないのかなと思うんですけど、いろいろと調査、そういったものをしていただいて、ぜひ導入のほうっていうか、そちらを検討していただきたいんですけど、その点はどうですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん、町のほうとしてはそういった方向に進めたいとは思っています。先ほど申し上げましたとおり、当然費用もかかりますし、今利用されている方々、今現在町の施設を利用されている方々の、今まではそういう調査はされていません。今利用されている方がどのぐらいスマホとか何かで、インターネット環境で予約ができるかと、そういった調査もされてません。今の方々にご不便をかけることも、また、やはりこれは慎重にならなきゃならないと思いますので、いずれ今の社会の中でSNS等を使って予約等ができるっていうふうなことは、当然町のほうとしてもそういったサービスは進めていく方針でいます。さまざまな問題を今研究して、どういったものがあるかっていうのを今検討しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に、2点目の、かみたんメールの防災情報の基準ということなんですけれども、先ほど、例えば大雨警報とか、あとは地震であれば震度4以上ということで、Jアラートと連動してるっていうのは、ここ3年間ぐらいずっとかみたんメールを受け続けてるので、それは理解した上で、今回こういったことを聞かせていただいているんですけど、例えば、この間の5月21日の雨のときに、近隣の、例えば宇都宮とか、あとは下野とかは注意報のレベルで、大雨注意報でメールが来るわけなんです。先ほど町長の答弁にもあったように、上三川の場合には警報レベルにならないと来ないというのは重々承知の上で今回聞くんですけど、特に下野市と今、上三川町が使ってるメールのシステムっていうのは同じでして、上三川は、登録するに当たってカテゴリー的に選べるのが、まず緊急情報、それと、あと防災・

防犯情報、それから、あと生活・イベント・講座情報という3つを受ける側が選択するような形になってます。

同じものを使ってる下野市の場合、本当に緊急情報、それから、あと気象情報は、レベルという言い方が適切かどうかわからないですけど、警報、それから注意報、それから、あと竜巻注意情報とか、そういうものを受ける、受けないっていうのも選択ができて、あと地震においては震度1から震度7まで、全部自分で受けるか受けないかっていうのも細かく選択ができるんですね。こういったところっていうのは、当然ご存じの部分もあるかもしれないんですけど、こういったところと比較してみても、もっと細かく上三川のほうも選択できてはいいんじゃないのかなと思うんですけど、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 上三川町の防災情報につきましては、Jアラートシステムからの連動ということでかみたんメールで発信してございます。こうした中で、Jアラートの情報につきましては、震度4以上、警報、注意報については、注意報からでも発信はできるというようなことにはなっておりますが、本町におきましては、町民に対し災害への備えを促す時期ということでは警報からということで、現在は警報から発信してるというようなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 震度4以上っていうふうな決め方っていうのは、どういうあれなのかっていうのはご存じですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど答弁させていただきましたように、Jアラートからの情報をかみたんで発信してるというようなことがございまして、Jアラートのほうで震度4にしている理由というのは、町のほうでは承知してございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 防災計画とかも震度4からっていうふうに書いてあるかなと思うんですけど、人によって体感というのは全く違うものだと思うんでね。震度4でもそんなに大きく感じない人もいれば、逆に震度3でもすごく大きく感じる人もいるかと思うんですよ。そういったところを考えたとしても、できれば同じような、先ほどお話ししたような下野と全く同じ会社のものを使ってるので、変えること自体は全然難しいことじゃないっていうふうには思ってるんですけど、そういった意味でも、住民自体というか、町民の方が、受ける側がもうちょっと細かく選べるようにしてみてもどうかと思うんですけど、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 下野市と同様の配信をすることになりますと、カテゴリーを細分化することになります。カテゴリーを細分化するためには初期費用として別に費用がかかったり、あと月額の使用料も、今かかっている使用料に追加として費用が発生しますので、その辺については必要として発信

する情報をもうちょっと増やしたいというようなことになりましたら、その辺あわせて検討していきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 その点はぜひ検討していただくっていうか、考えていただいて、受ける側っていうか、もう少し町民の方に寄り添ったっていうか、もっと細かい情報っていうのを受けたいかもしいないので、そういったところも調査していただいて、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

それでは、次に、3点目、外国籍児童・生徒の対応についてということで、2点お伺いします。

まず1点目として、学校から日本語教育が必要と判断された外国籍の児童・生徒は、当上三川町にはいますか。

2点目として、日本語教育が必要と判断された外国籍の児童・生徒に対し、どのような対応を考えているのか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町の小・中学校にも外国籍の児童・生徒が7名在籍しておりますが、通常の授業を受けており、今年5月に実施した「児童生徒支援に関する学校の状況」調査では、日本語指導の対象となる児童・生徒はおりませんでした。

次に、2点目の、日本語教育が必要と判断された外国籍の児童・生徒への対応についてですが、まず児童・生徒の日本語能力を把握し、指導方針や特別な教育課程の必要性などを検討し、指導することになります。現在、町教育委員会では、各小・中学校にタブレット端末の整備を行っております。端末に翻訳アプリをインストールして、児童・生徒や保護者との基本的なコミュニケーションを図り、学習支援ができるよう準備も進めております。今後、外国籍の児童・生徒の増加も予想されますが、一日も早く日本語を用いて学校生活を営み、学習に取り組むことができるよう支援体制を整えてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、答弁の中にあつた、7名っていうことなんですけれど、その7名の児童・生徒っていうのは、全く日常的な会話っていうのは問題ないっていうふうに捉えていいんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 調査の中では、日常生活については指導の必要がないというような回答を得ております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、特に日本語を教えるために取り出しとか、そういったものも必要ないということによろしいんですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 個別には取り出しの授業などを行っている実態もございます。また逆に、日本国籍であるけども指導が必要だという生徒もおります。その子の場合には、やはり個別の指導などで対応しているところがございます。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今お答えいただいたことっていうのは、学習面じゃなくて日本語っていうことでいいんですよね。取り出しっていうのは。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 日本語のためだけに取り出しということはないようでございます。先ほどの日本国籍の子はそのような時間もとっているようです。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほど、タブレットを使って、例えば翻訳アプリっていうか、そういったものを使ってのコミュニケーションということだったんですけど、今も現状そういったタブレットとかを活用はしてるんですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 タブレットを導入して、使える状態にはなっております。使っている学校と、まだ使っていない学校、まちまちかと思えます。使える状態には現在整備はされております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、今のところは日本語を話せないとか、そういったこともなく、コミュニケーションはとれてるのかなと思うんですけど、今年の4月に新しい在留の資格っていうのができたのはご存じかなと思うんですけど、特定技能っていうのが14の職種、新しく出来たかと思うんですけど、特にその中の特定2号っていう在留資格の場合、家族の帯同、そういったものも認められてますし、それから、あと期限というのものがないようなので、そうすると、これから先、ごめんなさい、特定2号というのは建設業、それから、あと造船とかなので、上三川の場合は建設業が関係してくるのかなと思うんですけど、そういった中で今後そういった形で入ってこられるっていうか、外国籍の児童・生徒が増えていくんじゃないのかなと思うんですけど、そうなった場合、今はそうやってコミュニケーションがとれてる子たちと聞いてますけれど、そうじゃなくなった場合っていうのはどういうふうな対応っていうか、先ほど答弁はいただいたんですけど、改めて、本当に話せないというかコミュニケーションがとれない子の場合、どういうふうにお考えになってるのかお聞かせ願えますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 今後、外国人の方が増えてくる状況を考えますと、一番は、外国人の未就学児童・生徒をなくすことということが1つ大きな課題としてあるかと思えます。そういうことを考えますと、外国人の方が入りやすい公立学校を目指すことも今後ますます必要になってくるのではないかと思いますけども、日本語指導につきましては、まずは日本語の能力の判断をして、その後、個別に日本語の指導を進めていく。あるいは日本語の上達の段階において、その後、授業をどんなふうに組み立てていくかというようなことが課題になってくるかと思えます。いずれにしても、現在は各学校に少人数が在籍しておりますので、そのような個別の対応を進めておりますけども、今後、人数が増えたときに

は拠点校方式などを取り入れたり、あるいは日本語教員が各学校を巡回するというような方法とか、そのようなことを状況に応じて考えていかなければならないかと、そのように思います。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今回こういった、なぜ日本語が話せない子がいるのかどうかというのを聞いたかっていうと、コミュニケーションがとれないと学習面というのも1つ問題になるかなと。今お話にもあったんですけど、あともう一つ、いじめっていうか、そういったのもあるんじゃないのかなっていうふうに考えられるわけで、何でかっていうと、僕も、生まれは東京なので、中学生のときにこっちに転校してきました。そのときに、僕の場合には日本語が話せないというわけではなくて、ただ単に言葉が違うっていうか、そういったことでいろいろと言われたりとか、そういったのもあったんですね。まして、外国籍で言葉が余りできないっていうふうになると、そういったいじめの対象じゃないですけど、そういったことっていうのもあり得るんじゃないのかなと思うので、今現状そういったものっていうのはないっていうふうに考えていいんですかね。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 外国籍の方が日本で生活するという上ではさまざまな課題があるかと思えますけども、現在はそのようなことは聞いておりませんが、さまざまな支援は必要ではないかと思っております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういったことがないように、いろいろな面でサポートをしてあげてもらいたいと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、4点目に、法人町民税の申告などについてお伺いします。

法人が、これは言葉が足りないかもしれないので追加しますが、上三川にあった法人が本店を他の市町村に移転した後の扱いってのがどのようになっているのか。

2点目として、その法人が未申告の場合、町ではどのような対応をしているのか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

(税務課長 海老原昌幸君 登壇)

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。法人が本店の所在地を移転した場合、町に対しては本店移転の届け出が必要でございます。町では登記簿等を添付して、提出された移動届を受理し、上三川町での登録を抹消いたします。また、事業年度の途中での移転の場合、事業年度終了後に確定申告の必要がございますので、その時点で事業所が上三川になくとも申告の案内として申告書を送付いたしております。

次に、2点目についてお答えいたします。法人町民税については、納税者が税額を申告し、その申告分を納付する申告納付の方法により行われています。事業者は原則として事業年度終了日から2カ月以内に確定申告を行うことになっています。税は町財政の根幹をなすものであり、町税収入の確保は極めて重要な課題となっております。適正公平な徴収のために、未申告者に対しては申告の勧奨を行い、納税を促しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、答弁の中にあつたように、法人町民税というのは、その法人に対して事務所等所在の道府県及び市町村が法人税額を課税標準とし、均等割と法人割を申告納付により課するとなつていますということなんだと思うんですけど、それと、あと事業年度途中での移動だった場合には、当然そこまでの申告の義務っていうか、あるかなと思うんですけど、その後っていうか、例えば未申告だった場合っていうのは、どのような対応をとられてるんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、未申告法人への現状につきましては、まず法人の申告に当たりましては、町では登録されている法人情報、こちらに基づきまして、決算月が到来する法人に対し、申告書の提出を促しております。提出された申告書は、その後確認審査後、調定を上げており、しかしながら、登録がありますが、申告期限までに申告がない法人につきましては、その後、申告書を再度送付いたしておりまして、提出を促しておる状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、未申告の場合に未申告の通知を出してるっていうことだと思うんですけど、それでも何もない場合っていうのは、どのような対応をされるんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 現在のところ、通知を送付いたしまして申告を促しており、通知が返戻されたところにつきましては、現地調査をいたしまして、実態の確認をしております。通知が返戻なく、再度申告がない場合につきましては、再度通知にて勧奨を行っている次第でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、通知が戻ってきてしまった場合ってことですよね、返戻っていうのは、で、いいんですかね？

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 今お話ししましたとおり、現在、通知が返戻されていないところにつきましては、通知にて勧奨しておるところでございます。しかしながら、今後につきましては、通知は返戻されなかったんですが、例えば、既に廃業していたり、事実上休業状態、そういった法人も中にはあるかと思っておりますので、そういったことも踏まえまして、申告書が提出されていない法人、こちらにつきましては、申告の通知を差し上げるとともに、電話連絡、つながらない場合は現地調査。こちらにつきましても、企業の実態、事業者の実態を把握した上で申告の指導、または休業等であれば移動届の提出を促してまいりたいと思います。その際にはですね、国税務署や県税事務所、そちらの情報等も確認しながら実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、相手方から何のアクションもないっていうか、戻りもなければ何もない場合っていうのは、電話で確認をしたりとか、あとは現地調査に行ってるっていうことでいいんですかね？

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 現在のところは、答弁いたしましたとおり、現在通知のみということでございますので、通知を出しましたけれども、通知が返戻されてこなかった。実際ホームページ等でも事業所が開設されている、そのようなことで見受けられているところはやはり届いていると、事業所が開業している、そういった状況かと思われていましたが、実際実態を把握する必要がございますので、今後は現地調査、そちらも電話連絡をしながら現地調査、そちらのことを行いながら実態把握をしていきたいということを今後行っていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、それは町内、町外、どちらもかかわらずということでよろしいんですかね。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 はい。議員おっしゃるとおり、現在申告書が届いていない法人につきましては、町内、町外問わず行ってまいりたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 税金というのは町にとっては大切な財源だと思うので、必ずそういったものを実行していただきたいと思いますと思うんですけど、それでぜひお願いします。

では、これで一般質問を終わりにします。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時57分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、質問させていただきます。

県からいらっしゃった課長さんに、ちょっと醜いお話をするようなところがあるかと思いますが、よき行政の指導をしていただきたく、あえて質問させていただきます。

都市計画税について何度か私は質問をしているのでありますが、いまだに良き回答を得られませんので、私は、次のことを質問したいと思っております。1番目に、都市計画税について。1つ、目的税である都市計画税について、その内容の詳細を説明されたい。2つ目として、今までの都市計画税の決算状

況、課税対象者数、収入額、調整率など、どのようになっているかお尋ねいたします。3番目に、都市計画税を財源とする事業について、今後の計画はどのようになっているか町長にお尋ねしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

都市計画税は、地方税法第702条第1項に規定されていますように、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てる」として、使い途が限られている目的税であり、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業」につきましても、都市計画法第59条の規定による認可または承認を受けて行う都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業であります。具体的には、都市計画区域内において行われる、街路、公園、下水道整備などの事業となります。

次に、2点目ですが、都市計画税は昭和62年度から徴収をしておりますが、直近5カ年の都市計画税の決算状況についてお答えいたします。平成25年度、納税義務者数4,933人、収入済額2億2,516万6,000円、徴収率97.1%、平成26年度、納税義務者数4,994人、収入済額2億2,277万4,000円、徴収率97.0%、平成27年度、納税義務者数5,054人、収入済額2億1,740万4,000円、徴収率96.6%、平成28年度、納税義務者数5,109人、収入済額2億1,853万円、徴収率96.0%、平成29年度、納税義務者数5,192人、収入済額2億1,994万4,000円、徴収率95.4%でございます。また、都市計画税の課税を始めた昭和62年度から平成29年度までを合計いたしますと、約61億5,000万円になっております。

次に、3点目ですが、今後の都市計画事業としましては、現在、上三川インター南産業団地と富士山地区の污水及び雨水管整備事業と、武名瀬川第三排水区の雨水幹線整備事業を進めております。このほか、事業認可を取得しております多功第二排水区の雨水幹線整備事業などが考えられます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ご答弁ありがとうございました。目的税であるということは私も把握しておりますが、初めて町長にお聞きしますが、都市計画税の使用の中に側溝整備というところが入っているのでしょうか。それから、町内全域のことをお聞きしているのではなく、都市計画税を払ってる小字でいいますと、15小字のところの側溝整備のことをお尋ねしたいと思います。これは、都市計画税の中に含まれてますか、含まれてませんか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁申し上げましたとおり、都市計画区域内で行われる、要するに、以前やりました区画整理等に使用した側溝、それには都市計画税が充当されていると思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、今、小字で言いましたが、小字のところは都市計画税を約20年間支払っております。雨水ということ都市計画税でおやりになるということは、やらなきゃいけないというこ

となら別に構わないんですが、先ほども同僚議員が言ったように、雨水というのは天から降ってきます。それで、調整区域にも雨は降ります。その河川が都市計画の中に入ってきますと、泥や砂利で今は体をなしてありません。そうすると、集中豪雨があるとあふれ出ます。あふれ出るたびに雨水の貯水池や何かをつくられていたのでは、いつまでたっても小字の人たちは都市計画税を払い続けなきゃならないというところに疑問が生じてるんですね。ですから、私が言ってるのは、今、町長にお聞きしたとおり、15小字、小字というのがわからないと困るので、栃木県河内郡上三川町大字上三川字愛宕町とかってというのが小字になるんですね。ここに、それだけの小字に下水の長さが何キロあって、その清掃ですね、費用はどのくらいかかるかというのをちょっとお聞かせくださいませんか。何キロあって、幾らぐらいかかるのか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問なんですが、愛宕町ということで、そちらのほうの側溝の延長かと思われるんですが、そちらのほうは、済みません、現在存じ上げておりませんので、ちょっとご回答申し上げられません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 先ほど言ったように、課長にこのことを言ってもですね、ご理解がないと思うので、私のほうから説明をしますとですね、都市計画税20年間で47億1,600万円。町長の言葉と違いがあるんですが、私は情報公開で得たもので話していますので、また反問権でもって、それはどこから出たのかと言われると、情報公開でいただいたもので計算をしております。これは、土地の大きさ、それから、家の大きさ、いろんなことで税金の率が違ってきますが、47億を20年間ではなくて、1つ当たり、1棟当たりですね、年間で15万7,160円。20年間払ってきた人の計算をすると314万3,240円となるんですね。調整区域にお住まいの方は、この高額な税金を15小字の人が1軒当たり払ってきたということをご理解していただけるのかなってということがまず第1番目の私の疑問なんですね。それで、これだけのものを払っているのに、雨が降って側溝があふれるたびに、どこが氾濫したとって貯水池や何かを、私たちの都市計画税でつくられていたんでは、雨は天から降ってくるし、調整区域にも降ってくるんです。これだけの金額を、ここに聞いてらっしゃる方もいるでしょうが、払ってる額としたら、調整区域に住んでらっしゃる、ここの役場の職員の方で都市計画に住んでる人はごくわずかだと思います。これだけの差があるということをどういうふうに理解、町長、できますか。町長は払ってないんですよ。この額を払ってる人の身になったらどう思いますか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画税はですね、市街化区域にのみ課税されてる税金でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、側溝云々というお話をしましたけれども、区画整理区域内におきましては街路として整備しますので、当然側溝等にも都市計画税は充当されたかもしれません。しかしですね、今、議員がおっしゃってますように、日常の維持管理での側溝等、そちらに都市計画税が充当されているかといいますと、そちらのほうには充当はされてないというお答えになります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、ちょっと私は疑問なんですが、都市計画税は払ってます。私どものところにある側溝は、じゃあ、どこの財源でやっていただけるんでしょうか。お答えいただけますか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 通常ですね、一般財源、固定資産税とか住民税、県民税は関係ないかと思うんですけども、そういったお金で入ったものから充当して、側溝等の整備というのはやられてるという状況になります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、一般財源で都市計画税を払ってる小字は、いつごろ側溝整備ができるんでしょうか。その計算は成り立たないんでしょうか。それともそのような計画はないんでしょうか。お答え願えませんか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 質問の意味がよくわからないんですけども、側溝等といえますか、道路の整備計画は町内全域していくというような形になりますけれども、それにですね、どの財源をどういうふうに使っていくんだっていうのは決まっておきませんので、全域の側溝等の整備等につきましては、ちょっとわからないという状況でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 先ほど、側溝は都市計画税で新しいところには充当するが、古いところの側溝には充当しないという回答でしたが、それでは、払ってる人たちは、自分のところの下水がやってくれるかしてくれないかわからないのに、ほかの側溝のお金をずっと払っていくということになりかねないと思うんですが、副町長、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 私が申ししたのは、例えばの話、都市計画事業で区画整理事業をやりました。その際にですね、道路等を整備したときには都市計画税が充当されるという意味で、区画整理事業が行われたところの側溝等には都市計画税が充当されたという意味で申し上げた次第でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 都市計画税は雨水処理やそういうものには充当できるが、払ってる地域の水があふれる側溝には充当しないんだというんじゃあ、払ってる方はどんなふうな思いでいるのかご理解できますか。理解が行政ではできないというのでしたら、私が言わんとしていることは、払ってる人が不自由なんですよと。それで、払ってない人の雨水の処理に都市計画税が使われるんですよということなんです。それは矛盾してないですかということをお聞きしてるんですが、払ってない副町長はそう思わないんですか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 全体的な税金の中でのやりくりをしておりますので、都市計画税に特化した形で、例えば、私は都市計画税を払ってないです。だから私どもの側溝は整備されないんですというような認識は持ってございません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあね、そんな詭弁を使うんでしたら、都市計画税を払っている方、そうでない方の違いを明確にお教え願えますか、副町長。都市計画税を払ってる人と払ってない人の負担、それと平等性はどうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画税を払っている方は、市街化区域内の土地をお持ちになっている方、または市街化区域内に家屋等をお持ちになっている方でございます。それ以外の方は、都市計画税はお支払いしておりません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、都市計画に住まいのひとと調整区域に住まいのひとの利便性、その他の差ですね。差はどんなことがあるんですか。お教え願えますか。今、上三川町で。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画区域、市街化区域につきましては、以前から皆様わかってるように、建物が建ちます。家等も建ちますので地価が高いということがございます。ですから、そちら、市街化区域に対しては土地に対する評価が高くなっていくという利便性がございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、調整区域と市街化区域の違いを聞いてるんですよ。確かに市街化はどこでも家が建ちますが、道路がなきゃ建ちません。調整区域も家の建つところはあります。その違いは何ですかと聞いてるんです。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街化と調整区域につきましては、線引きが昭和45年10月1日にされました。現在は調整区域でも条例指定区域等につきましては住宅なりアパートが建つようになりましたけれども、今までは調整区域は、調整が整わなければ建物は建たないという区域でございました。ですから、市街化と調整区域はそれだけの差と言いましょか、法律でいう差が生じていたわけでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 昭和45年に法整備はなったんですよ。約半世紀、50年経ってるんです。いつまでも、ほかの行政は見直してるのに、上三川町はまだ一度も見直しがありませんよ。先ほど副町長が言ったように、あなたたちは土地が高いですよ、家が建つんですよ、ですから税金も高く払ってるんですよ、固定資産税、わかりますよね？ そのほかに都市計画税を取られてるんです。今町にいて都市計画税を払ってることすらわからない人がたくさんいるんですよ。だから、強いて私はこの話をしたんです。じゃあ、調整区域と市街化区域の何が違うんだってことを明確に、町長、言えますか。何か言えること。スーパーが近くにあるかないかの話だけでしょ。何か違いがありますか。町長が住まいになってることを言ってください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 もう50年もたったんですから、見直さなきゃならないことは見直しましょう

よ。都市計画税を払ってる人と払ってない人の差は何かありますかと聞いてるんです。何もないでしょう。あることを聞くほうがおかしいのかと言われるぐらい違いがありません。確かに税金も高いですよ。そのほかに都市計画税を払ってるんです。300万ですよ。これからも払い続けなきゃならないんです。調整区域に住んでる方と町の中に住んでる方の違いが明確にありますか、上三川に。皆さんが言うのに、自転車でスーパーに行けるか、車で行くかぐらいの差しかありませんよ。それで、そこにできた税金は調整区域、天から降ってきた雨が町の中を通ってあふれるから、また下に行って調整池をつくるのに、市街化に住んでるあなたたちは、都市計画税は目的税だから払いなさいということでは成り立たないんじゃないでしょうか。先ほど同僚議員が、土をやって埋まっちゃうんだと。その埋まった土は町の中に今流れてきてるんですよ。それを直すことすらしてもらえなくて、あそこがあふれたから、あそこへまた都市計画税をつくって雨水事業をやるんだと。永遠に都市計画、払ってる人は払ってるまま死んでいくんでしょか。どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画事業として今の雨水の整備とかほかのものの整備をするということになれば、当然その財源に都市計画税がなるわけですから、税金をお支払いするようなことになろうかとは思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 堂々巡りを副町長とやりに私は質問してるんじゃないんです。これだけ調べるのに。いいですか。町内の側溝整備を解決しないで、想定外の水であふれるところが出てきて、調整池をつくるその費用を都市計画税でつくられたのでは、小字、大町、峰町、上町、そういうところに住んでる人はですね、ずっとこれを払っていかざるを得ないんですかっていうことなんです。それがおかしくないですかって副町長に聞いてるんですよ。町長に本当は聞いてるんですよ。町長はいまだに一番給料の高いものをもらっていますが、都市計画税は一度も払ってないんですよ。じゃあ、私たちと町長の自宅と副町長の自宅と何か違いがありますか。防犯灯は全部ついてます。町の中は、道路の電気がつい最近片側がつくようになりました。それも私がこの議会で3回もしゃべってです。あなた方は明るいところに住んで、上下水道も使って、私たちは一番先に上下水道を使ったから都市計画税を払いなさいって、30年間も払ってるんです。今どこかに下水のないところありますか。調整区域で上下水道を使うと高いから、俺んちは井戸水でいいよ。浄化槽をつなぐとお金が高いから、合併槽でいいよという家はあると思いますよ、調整区域には。しかし、どこにもかわりがなくなっているのにもかかわらず、払い続けるのは当たり前だという行政の態度が私はおかしいと思って聞いてるんです。どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画事業ということで区画整理なり街路なり公園等を整備してまいりました。そういった財源に充てるために都市計画税というものは創設されたものと私は認識しております。

以前から話してございますように、事業としてなくても、その当時つくった起債等の充当がまだまだあるわけですから、そちらがある程度見通しつくまでは、都市計画税はいただかなくてはならないというふうに認識してございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、起債の話が出たので、私、言うのやめようと思ったんですが、借金は今現在約4億2,000万円、今、市街化区域で払ってます、約ですね。30年たった今は5,283万円です。起債に払ってるのは。そうすると、もう0.2%過ぎたんじゃないでしょうか。そうすると、この法律で2%以上になったときは一般財源で起債を払うというんじゃないんでしょうか。私は、借金のごとは、借りることは知ってるんですが、返すのはあんまり好きじゃないもんですから、私はよくわからないんですが、もう払ってきたんですよということなんです。だんだんその額が小さくなってますよ。そうするとこの額はいつになったら起債はなくなるんですか。新たにやれば新たにできてくるんですよ。今の説明だと、まだやるんだって言ってるわけでしょう。これはずっと永遠になくならないってことじゃないですか。調整区域の上下水道完備、私たちの市街化も上下水道完備、固定資産税は高く、都市計画税は払う。市街化区域に住んでる方は何を払ってるんですか。自分で使った上下水道と下水の話は、それは当たり前でしょう、誰だって。固定資産税だって私たちの半分以下ですよ。税務課がいるんだから聞いたらいんじゃないですか。小字のところの税収と調整区域の、こういうことを言うとあれになりますが、上三川の調整区域の額と同等ぐらいあるはずですよ。それでも払いなさいと言ってるんです。払えない人がもう少子高齢化しているんですよ。道路もない、下水も通らないところでも都市計画税は取られてるんです。その意味わかってますか。そのために私たちは、道路を寄附してつくっていただいて、上下水道を完備させていただいてるんです。道路を寄附、市街化で。ほかのところの都市計画をして何かをするというのに私たちの財源が使われて、私たちのところは道路もなくて、下水も通らなくて、うちも建て替えができないところがあっても何かしていただいたような記憶が私はないんです。それはどう思いますか。あるかないか教えてください。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 質問の内容が私もよくわからないんですけども、今まで市街化区域の整備、街路、公園、その他の整備には多額の費用がかかっております。それに伴いまして、起債、借金も大分いたしました。その返済に充てるために都市計画税を充当しているという、今、現状でございます。これがですね、ある程度、先ほど言いましたように、都市計画税の歳入が返済金額を上回るようなことになった場合には、税率の改正なり、低くするなりの措置はしていかなくちやならないんじゃないかと私は感じております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど勝山議員のご質問の中で、公債費についてのご質問があったと思うんですが、その数字が……。

○議長【田村 稔君】 起債じゃないのか？

○町長【星野光利君】 起債が5,000万？ その数字が、ちょっと、もう一度お願いしてよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、今のわかりましたか。先ほどの起債か、公債費のことを言ったの？ 先ほど質問の中で勝山議員が言った、起債って僕は聞こえなくて、何の起債かちょっと意味不明だったんですけど。

○9番【勝山修輔君】 起債がですね、5,000万円ぐらいになるときが来ますが、借金が5,000万円ぐらいになるときが来ますが、そうなのでも都市計画税は、そういうことですよ。わかりますか。そのぐらいに減っても取られるんですかと言ってるんです。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【伊藤知明君】 ただいま、都市計画税が充当される起債関係のご質問がございました。そういうふうな中で下水道事業の起債関係の金額について申し上げたいと思います。下水道事業としまして、昭和62年から平成30年まで、約32年間の公共下水道の事業費及び起債額について簡単に申し上げます。公共下水道事業として町が32年間やってきた総額は約140億でございます。その事業を行うために借り入れた起債額は79億8,000万円程度でございます。その起債額でまだ残ってる額、起債残高、元金、利子合わせまして43億4,000万円ほど残ってございます。

続きまして、それでは、都市計画税に係る市街化区域内だけでの下水道事業としては、どの程度の起債額が残ってるかということでご説明申し上げますけど、市街化区域内の下水道事業として、汚水、雨水事業ございましたけど、やった総額は82億8,000万円ございました。その事業を行うために借り入れた起債額は49億9,700万円でございます。現在30年度末で起債残高として残っている金額としましては、18億3,600万円程度の起債残高があるというようなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 金額の応酬してんじゃなくて、私が言いたいのは、公園をつくるのも都市計画税でつくりました。じゃあ、私たちに言わせれば、この公園をつくってくださいと言ってつくった公園は一つもありませんよ。行政側がここに公園をつくるよと言ってつくったのは都市計画税でつくってるんです。噴水がのびました。噴水がのびたのは1年か1年半で止まっています。噴水をつくるのに120万円かかったとか聞いてますが、幾らかかったか調べてませんのうかつなことは言えませんが、つくった噴水も上がらないんですよ。上三川にある美しい公園に3本の川をイメージしたからくり時計があるのも、つくって1年半でもう鳴りませんよ。

行政が好きでつくった公園、それも都市計画税でつくったんだよと言われれば、町の中にあるものは全部都市計画税でつくったものです。だから、都市計画に住んでる人は払うんですよという言い方になってしまうかと思うんです。公園は、都市計画税を払ってる人のためにつくったわけではありません。町民のためにつくったんだという行政の建前です。そうですね？ それを都市計画事業としてやったんだから、あなた方が払うのは当然であるというような言い方は、言葉をかえてください。町民のために都市計画税でつくったんだから、皆さん、そこで利用したなり、行ったんだから、「車のまち 上三川」といったって、駐車場もない公園ですよ。遠くから来た人は、5台か10台で満杯ですよ。じゃあ、あなた方は町の中に住んでるから、歩いていけるだけいいじゃないかと、そういう言い方をして払わせてるのと同じじゃないですかという意味を今言ってるんですよ。ですから、私の言いたいことは、つくってくださいと言って公園をつくったものならいたし方ないんです。行政が好きで、あそこへつくるぞ、ここへつくるぞと言って計画を立てたものは、都市計画税で払っているということは事実です。そのためにその公園の、もう時間がないや。これだけで終わりますが、そのことを、なぜ私たち15小字の人

たちが、あと何年払ったら終わりになるのかっていうことなんです。

市街化をするために石橋の駅前をやりました。家は建ちません。駐車場になってます。それも都市計画税です。これから雨水をつくります。それも都市計画税です。だから、私たちが言ってるのは、水があふれることがないようにして、雨水をやらなきゃだめだよというなら、それもいいですよと、しょうがないんだとあきらめもつきます、払う側によれば。それが今の副町長の答弁を聞くと、それは違うんだよと。つくるほうはやるけど、掃除するのは一般財源だから、町の中のものは計算もしたことはない。何遍言いましたか。町長、毎日歩いてるじゃないですか。下水の幅がほとんどないところが多いんですよ、土や泥で。田んぼならスコップでもって掘り出せるでしょう。私たちは、石が挟まって、動きもどうもしないんです。私たちが5人で重機でやってもらったことがありますよ。通称議員通りというんですが、私、北山さん、貝賀議員、もう動かないですよ。50年もたってますから、石1つ。それをこういうふう挟むやつで持ち上げるんだって、少子高齢なのにどうしてそれが持ち上がりますか。そこをきれいにして雨水があふれるんだったら、これは仕方ないですよ。私たちだけじゃないんだから、町民は。みんなしてそれはやるべきことですよ。それに都市計画税を使えるということなら、しょうがないよねってあきらめもありますよ。しかし、私たちのところは、側溝はもう水が入らないんですよ、埋まって。それでその下があふれるからといって調整池をつくられたらどう思いますか。あなた方はいいでしょう。スコップを持って行って掘れば水は通るんだから。こっちはスコップ持ったってどこも通らないですよ。それを都市計画税じゃなく一般財源でやってくれるんだったら、やってから都市計画税を払えということも1つの方法じゃないですか？ 町長、違いますか。あなたが毎日歩いてるとこは、草木が生えてるんです、側溝から。そこを歩いてるじゃないですか。草木が生えるということは土があるってことなんです。水の上じゃ立たないんだから。だから、そういうことをやって都市計画税を払いなさいってということなら、私たちだってこんな質問をしなくて済むんですよ。じゃあ、市街化と調整区域の違いをどなたか、ここここが違うから、市街化の人たちは都市計画税を払いなさいって明確に、一言でいいですから、副町長、言ってくださいよ。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街化区域と調整区域の差、それはですね、土地利用に際しまして、市街化区域は住宅、工場等。工場は場所によって建たないところもありますけれども、そういうものが建ちます。調整区域は、法律的な調整が済んだ後でないとか等ではできませんという違いがございます。それが市街化区域と市街化調整区域としての今までの流れでございます。ただ、最近になりまして調整区域も条例指定区域ができたり、いろんなものができてまいりましたので、その差が大分狭くなったようなところもございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ答弁じゃないでしょう。違いを聞いてんです。調整区域と市街化の違いを聞いてんです。家が建ちますよ。家は建つんです。道路がないから建たないだけで。路線価格で決めたら、家があろうが、道路があろうが、全部税金は一緒ですよ。道路のないところも。路線価格だけ。これを何十年間も見直さないんです。建ちますよ、道路があれば。道路がなくなると市街化は

払うんですよ。あなた方が住んでるところは、分家住宅でも何でも建つでしょう。今の、蒲生のほうなんかは特定事業で全部建ちますよ、50戸連たんで。そうでしょう。そういうことを、建たないのは多功の外れのほうの僻地だから、それはしょうがないんだよ。だけどね、違いをって聞いたら、何で違いを言わないんですか。ここが違うって言ってくれりゃ払うって言うてるんですよ。仕方ないんだから。だから、市街化と調整区域はここが違うんだと。だから払うんだよと言ってくださいよ。払いますから。あと6分ありますから。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 時系列的に申しまして、市街化区域は家が建ちます。調整区域は建ちませんということでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 違いを聞いてるんです。家は建つ、建たないのことを聞いてる。生活をするのに何か違いがありますかっていうことを聞いてるんです。調整区域に住んでる人と市街化に住んでる人の生活をするところのインフラっていうのかな、その違いがあるのなら言ってくれませんか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街化区域はですね、道路等がかなり整備されてございます。インフラが整備されております。調整区域は、場所によってはインフラ等の整備はされてございません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなたの住んでるところに舗装じゃない道路はありましたか。上三川町に舗装じゃない道路は、およそないですよ。日産の景気のいいときに、さあ、道路をつくれとって、アスファルトですよ。4メートルでも3メートルでも。今はその修理するお金すらないんじゃないですか。インフラで違いがあるっていうのは、そんな答弁しないでください。どうせ今月でやめるんですから、最後ぐらいきれいに答えてってよ。よいしょされるだけが能じゃないんだから。行政に携わって何十年たったんですか。1つぐらいきれいな言葉を言ってやめてみたらどうですか。

○議長【田村 稔君】 質問要旨に戻ってください。

○9番【勝山修輔君】 これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日15日から17日までは休会とし、18日午前10時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでございました。

午後2時38分 散会